

事務事業の概要	事務事業名	住民自治協議会推進経費		担当課	企画振興部地域づくり推進課																																				
	対 象	住民自治協議会		事業期間																																					
	目 的	地域まちづくり計画に基づく事業を実施していくための財政支援等を行う。																																							
	根拠法令等	伊賀市自治基本条例																																							
	内 容	住民自治協議会の設置・運営、地域まちづくり計画の策定・実行などに関し、助言や情報提供・財政支援(地域包括交付金、キラッと輝け！地域応援補助金、地域絆づくり補助金)などを行いました。 ・地域包括交付金 地域まちづくり計画に基づき推進する事業や活動などを支援するための交付金であり、住民自治協議会へ交付することで地域の実情に即した優先課題に主体的に取り組むことができます。 ・キラッと輝け！地域応援補助金 地域における課題解決や地域の人材・知識・情報・施設などの資源を活用したまちづくり活動など、住民自治協議会が地域まちづくり計画に沿って主体的に実施される事業に対し、補助金を交付しました。 補助金交付件数・・・16団体 ・地域絆づくり補助金 住民自治協議会がコミュニティの強化と関係人口の創出を目的として、他の住民自治協議会等と連携して取り組む事業に対し、補助金を交付しました。 補助金交付件数・・・5団体(14地域)																																							
事業に要した主な経費など	<table><tr><th>経費</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>報償費</td><td>60,000円</td><td>講師謝礼 円</td></tr><tr><td>需用費</td><td>57,694円</td><td>消耗品費、食糧費 円</td></tr><tr><td>負担金、補助金及び交付金</td><td>152,104,447円</td><td>地域包括交付金 143,403,247円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td>上野(83,608千円)、伊賀(13,444千円) 円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td>島ヶ原(3,695千円)、阿山(13,160千円) 円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td>大山田(11,065千円)、青山(18,431千円) 円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td>キラッと輝け！地域応援補助金 6,368,000円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td>地域絆づくり補助金 2,320,000円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td>研修会参加負担金 13,200円</td></tr><tr><td>その他</td><td>121,252円</td><td>住民自治地区連合会報酬、旅費 円</td></tr><tr><td>計</td><td>152,343,393円</td><td>0 円</td></tr></table>					経費	金額	摘要	報償費	60,000円	講師謝礼 円	需用費	57,694円	消耗品費、食糧費 円	負担金、補助金及び交付金	152,104,447円	地域包括交付金 143,403,247円		円	上野(83,608千円)、伊賀(13,444千円) 円		円	島ヶ原(3,695千円)、阿山(13,160千円) 円		円	大山田(11,065千円)、青山(18,431千円) 円		円	キラッと輝け！地域応援補助金 6,368,000円		円	地域絆づくり補助金 2,320,000円		円	研修会参加負担金 13,200円	その他	121,252円	住民自治地区連合会報酬、旅費 円	計	152,343,393円	0 円
経費	金額	摘要																																							
報償費	60,000円	講師謝礼 円																																							
需用費	57,694円	消耗品費、食糧費 円																																							
負担金、補助金及び交付金	152,104,447円	地域包括交付金 143,403,247円																																							
	円	上野(83,608千円)、伊賀(13,444千円) 円																																							
	円	島ヶ原(3,695千円)、阿山(13,160千円) 円																																							
	円	大山田(11,065千円)、青山(18,431千円) 円																																							
	円	キラッと輝け！地域応援補助金 6,368,000円																																							
	円	地域絆づくり補助金 2,320,000円																																							
	円	研修会参加負担金 13,200円																																							
その他	121,252円	住民自治地区連合会報酬、旅費 円																																							
計	152,343,393円	0 円																																							

補助金等詳細

		項目	R2年度決算	R3年度当初予算	R3年度決算	R4年度当初予算	特記事項記入欄(積算基礎、特定財源の名称等)
全体コスト(千円)	直接事業費	国県支出金	0	0	0		【特定財源の名称】 伊賀市振興基金繰入金 過疎対策事業債
		地方債	0	0	5,800		
		その他	163,205	162,696	146,291		
		一般財源	333	603	252		
		合計(A)	163,538	163,299	152,343	0	
	人件費	正規職員	業務量 2.71 人	2.71 人	2.74 人	2.74 人	
		人件費	21,168	21,041	21,274	21,200	
		再任用職員	業務量 0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
		人件費	0	0	0	0	
		会計年度任用職員	業務量 0.00 人	0.00 人	0.15 人	0.15 人	
		人件費	0	0	240	243	
		小計(B)	21,168	21,041	21,514	21,443	
	合計(A+B)		184,706	184,340	173,857	21,443	
	市民1人当たりのコスト(円)		2,040	2,066	1,948	245	

指 標	指標名		指標の説明		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ヒアリング回数		地域課題の発見と共有、支援 につながる地域まちづくり計 画進行管理		回		78	78	78	78
						目標				
						実績	61			
指標化できない成果		0			達成	78.2%				

方向	改善	課題	これまで住民自治にかかる支援において、支所間で異なる対応や判断によるところがありました。
		改善案	I. II 地域と支所、また支所間で地域課題の解決に向けた情報を共有し、持続可能なまちづくり支援に地域とともに積極的に取り組めます。

補助事業名	地域包括交付金				施策No.		6-1	
交付の目的	伊賀市自治基本条例に基づき、住民自治協議会に対し財政支援を行う。							
交付先・交付要件	住民自治協議会							
事業内容	住民自治協議会が地域まちづくり計画に基づき推進する事業や活動及び市と協議会が締結した「まちづくりに関する基本協定書」による協働で取組む業務を実施するための費用を包括した交付金を予算の範囲内で交付する。							
根拠法令等	伊賀市自治基本条例 伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱							
事業開始年度	平成23年度				契約・債務負担		無	
財源・率	—				上乗せ・範囲拡大		無	
補助実績等 （千円）	H26	153,080	H27	153,080	H28	173,337	H29	173,376
	H30	174,127	R1	165,786	R2	155,083	R3	143,403
目的の達成状況 （何が、どうなれば達成か）	地域課題を解決するための地域まちづくり計画に基づき、地域の実情に合わせた事業に対し交付している。時代に応じて地域課題も変化することから、それに応じて地域まちづくり計画の変更も必要となるため、継続的な支援が必要である。							
補助対象経費	住民自治協議会が地域まちづくり計画に基づき推進する事業や活動及び市と協議会が締結した「まちづくりに関する基本協定書」による協働で取組む業務を実施するための費用を包括した交付金を予算の範囲内で交付する。							
補助金額・補助率 の算出根拠	均等割＋人口割＋面積割＋まちづくり協定経費	類似制度、同一団体への重複補助の有無		無		終期設定の有無		受益者負担の観点から、一定程度、地域負担を必要とするが、本来、行政が担うべき事業を地域の実情に即して、地域まちづくり計画に基づき実施するための交付金であり、継続な支援が必要である。
性質別分類	4. その他事業費補助		「団体運営補助」である場合の事業費補助への移行策		無			

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

今後の方向性		抑制	その理由	伊賀市自治基本条例に基づき、地域の主体的なまちづくりを支援するため、交付金制度自体は継続して実施するが、他自治体との比較検討を実施し、令和元年度より新基準にて交付	
見直し事項	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)				
	補助制度	交付基準を見直し、令和元年度より新基準にて交付 ※従来基準に比べ約33%減となるため、5年間かけて段階的に減額していくこととしている。		対象と金額	無

●補助金等の評価(指針「5 その他の取り組み」参照) ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	住民自治協議会は、各地域のまちづくり計画に基づき適切に住民自治活動を行っていた。 市が包括交付金を出すことによって住民自治活動が高まり、地域活性化につながった。	地域まちづくり計画進行管理シートの試行により、地域の取組みについて中間ヒアリング、実績ヒアリングを行った。 併せて、実績報告書類提出後、審査を行った。	要綱の見直しを行い、平成31年度以降の交付基準を改正した。
令和元年	住民自治協議会は、各地域のまちづくり計画に基づき適切に住民自治活動を行っていた。 市が包括交付金を出すことによって住民自治活動が高まり、地域活性化につながった。	地域まちづくり計画進行管理シートの試行により、地域の取組みについて中間ヒアリング、実績ヒアリングを行った。 併せて、実績報告書類提出後、審査を行った。	平成30年度に交付基準の見直しを行い、令和元年度より5年間かけて段階的に減額を行っていく。
令和2年	住民自治協議会は、各地域のまちづくり計画に基づき適切に住民自治活動を行っていた。 市が包括交付金を出すことによって住民自治活動が高まり、地域活性化につながった。	地域まちづくり計画進行管理シートの試行により、地域の取組みについて中間ヒアリング、実績ヒアリングを行った。 併せて、実績報告書類提出後、審査を行った。	平成30年度に交付基準の見直しを行い、令和元年度より5年間かけて段階的に減額を行っていく。
令和3年	住民自治協議会は、各地域のまちづくり計画に基づき適切に住民自治活動を行っていた。 市が包括交付金を出すことによって住民自治活動が高まり、地域活性化につながった。	地域まちづくり計画進行管理シートの試行により、地域の取組みについて中間ヒアリング、実績ヒアリングを行った。 併せて、実績報告書類提出後、審査を行った。	平成30年度に交付基準の見直しを行い、令和元年度より5年間かけて段階的に減額を行っていく。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

区分	項目	チェック	備考
公益性 必要性・効果	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	○	
	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	－	各地域のまちづくりに資する事業に対する補助のため、費用対効果を図ることは困難である。
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
	同一分野のなかで、特定団体(地域)を対象とした補助金ではない。	○	
団体の自立性	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	－	各地域のまちづくりに資する事業に対する補助のため同内容の事業も認めている。
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						専門家チームからのアドバイス・考え方
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	内容
法的根拠	対象経費、補助率などは細かく決まっているのか？	住民自治協議会への財政支援が目的である。それぞれの住民自治協議会が策定している「まちづくり計画」や、市がお願いする業務を掲げた基本協定書に係る事業活動への支援である。 交付対象者は住民自治協議会であり、その算定の方法は、均等割りとして協議会ごとに67万円。加えて人口割(住基一人当たり〇〇円)+面積割り(㎡あたり1万円)+広報等の配付手数料(配付数×20円×23回)+協定サポート経費(区域内自治会の数+1に6,000×12ヶ月×人口密度による補正(1.0～1.2の係数))。 現在、令和元年度から令和6年度の5年間で少しずつ補助率を下げてきている。			住民自治協議会とは、どのような組織単位なのか？	小学校区単位で構成されている。自治会単位よりも大きな枠組みで、まちづくり活動を行うためにできた組織である。	セルの塗りつぶし内容について ・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容） ・・・個別の指摘事項として、下で「対応方針」を確認する内容
	地区市民センターの管理について、住民自治協議会を指定管理者としたことはあるか？	手上げ方式で今年度から一部を実施している。					
積算根拠	広報紙の配付が23回から12回に減ったのに23回で支出しているか？	広報紙以外にも配付いただいているので、庁内合意を経て23回としている。			均等割り67万円の根拠は？	令和元年度に見直しを行い地域へのアンケートをもとに基準を決めた。その際に均等割りを少し増やし、他の内容を減らすことにより全体で30%強の縮小を図った。	住民自治協議会への交付金は全国的に増大してきている。その原因は、事業費ベースの交付金となっていないためである。基本的には積算根拠から考え直すべきである。
					係数(人口密度による補正)をかけている理由は？	伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱別表の基準では、人口密度による補正を掛けないと、交付金額が大きく減額してしまうので、経過措置として係数を乗じている。	団体補助的な交付金ではなく、事業費による積み上げ型の交付金にするべきである。
終期設定							終期は必ず設定していただきたい。終期後は検証を行い、方向性を決定するべきである。
自己負担・決算内容			住民自治協議会において、この交付金以外に財源はあるのか？	各自治会から会費、事業収益、他の補助金、委託料が想定される。	上野西部地区自治協の令和3年度事業実施報告書で、自治会事業として、市受託事業・啓発事業で決算額が4,349,520円とあるが、この支出の目的は？	以前は広報の配布費用、民生委員の選出費用が支出されていたが、現在は市受託事業の位置付けは無い。慣例として住民自治協議会が各自治会へお願いしている業務であるため、当時の名残として記載されているのではないか。	八幡町地区住民自治協議会は、千円単位で実績報告書が作成されているので、1円単位で報告させるべきである。
					神戸地区住民自治協議会の事業実績報告書で、基金充当額とは、どのようなものか？	住民自治協議会によっては目的を定めた基金を積立てているため、充当した金額を記載している。例えばLED化基金などである。	住民自治協議会の基金積立てを把握しておくべきである。
					上野南部地区住民自治協議会において、自治会運営事業「伊賀市との協定業務(11項目)の実施」3,776,000円が記載されているが、上野西部地区のケースと同様か？	同様である。	伊賀市から住民自治協議会へ地域包括交付金以外に支出されている金を把握しておくべきである。
公益性			上野東部地区住民自治協議会ではスポーツ観戦や社会見学が実績として挙げられているが、どのような活動か？住民自治協議会の方々が参加するのか？住民で企画して住民が参加する大会なのか？	スポーツ事業では、それぞれの地域で福祉の増進を目的にスポーツ大会をしており、その経費である。役員のスポーツ観戦を目的としたものでない。	住民自治協議会では、町内会単位で解決できないものを取り組むイメージか？	そのとおりである。自治会よりも大きな枠組みで解決していくための組織である。	
公平性・透明性							住民自治協議会に支出された交付金の使途が適正なのか見えづらい。必要性があるから支出しているのか、もらえるお金があるから、それに合わせるように支出しているのか、必要性和支出の関連性がわかりにくい。交付金の使途を細目に分けて支出報告させるべきである。
行政関与の必要性	住民自治協議会では、市職員が事務局を担っていないという理解でよいか？	はい。					
補助の効果（成果指標）	事務事業評価シートの指標欄に「ヒアリング回数」とあるが、誰が行っているのか？	各支所に配属されている地域担当職員が実施している。					支所の職員が関わってくれていることは良いが、事務事業の成果指標としては正しいとは思えない。交付金の目的に対する成果指標になっていないため、この交付金をを投入したことで地域の課題がどの様に解決したかなどを記載すべきである。そもそも、この交付金を含めて住民自治協議会に何をして欲しいのかというのが市として明確になっていないのではないか。
							伊賀市では、殆どの事業が成果指標として正しいものを設定できていない。活動指標と成果指標は違うことを理解していただきたい。
							交付金、補助金の目的、趣旨を理解して成果指標は設定すべきである。
今後の方向性							高齢化が進む中で、指定管理が担えるような自治協団体は全国的に殆どない状況であるため、指定管理が担える要件を定めていく必要があると考える。
他事業への横展開							

見直しの視点		指摘事項	対応方針	いつまでに
個別 論点 ごと	積算根拠	団体補助的な交付金ではなく、事業費による積み上げ型の交付金にするべきである。	地域包括交付金は、一定の基準に基づきそれぞれの地域に交付する交付金の上限額を毎年度定めています。各住民自治協議会からは、毎年度事業計画を提出を求めており、それらの計画を基に交付金を交付しています。しかしながら、事業計画の詳細が不明瞭な部分もあることから、今後はより詳細な計画の提出を求めていくなど検討を行います。	令和5年度中
	受益者負担・決算内容	自治協議会によっては、千円単位で実績報告書が作成されているので、1円単位で報告させるべきである。	実績報告については、1円単位での報告が原則であるため、1円単位での実績報告の提出を徹底します。	令和4年度実績報告書提出分
	受益者負担・決算内容	住民自治協議会の基金積立てを把握しておくべきである。	交付要綱に基づき積み立てられた基金については、毎年度、基金状況報告書により確認を行っています。	実施済み
	受益者負担・決算内容	伊賀市から住民自治協議会へ地域包括交付金以外に支出されている金を把握しておくべきである。	住民自治協議会への支援内容等を把握するため、各部署が実施している施策等について、全庁に照会するなど、把握に努めます。	令和4年度実績報告から
	公平性・透明性	交付金の使途を細目に分けて支出を報告させるべきである。	交付金の使途が明確になるよう、実績報告書の様式を改めるなど検討を行います。	令和5年度中
	今後の方向性	指定管理を担える住民自治協議会としての要件をしっかりと定めておくことが必要ではないか。	住民自治協議会の設立要件等は、自治基本条例において規定しています。なお、指定管理に関しては、指定管理者選定委員会において審議の上、可否を決定しています。	
本事業に関する今後の部局方針		継続		
上記理由		住民自治協議会は、まちづくりの根幹を支える組織であり、自治基本条例によって財政支援が規定されていることから、地域包括交付金を活用した様々な課題の解決に取り組んでおり、伊賀流自治を進めるうえで、必要不可欠な支援であると考えます。 また、更に公金監査の視点を反映した制度運用を実施します。		

諮問時の視点	① ●継続に際して、指摘された事項について、示された期限までに必ず取り組む必要があると考えるがその是非がどうか。 ●自治協に指定管理者を担って貰うことや、コストカットが目的とならないよう、市として地域に求めている具体的な内容を明らかにするべきではないか。 ●地域課題の解決のための支援を継続するためにも、事業提案型の制度（活動補助金・事業補助金）としての性質を持つ補助金に移行していく必要があるのではないか。
--------	---

審査結果	
上記審査結果に対して付される意見	
行政 事務 事業 評価 審査 委員会	その他審査時の主な意見